

令和4年度 第6回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録

1 日 時

令和4年10月18日（火） 14時20分～15時10分

2 場 所

上川総合振興局 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 大 野 剛 志（旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科 学科長・教授）

副部長 薄 井 タカ子（税理士法人薄井会計）

特別委員 富 田 秀 彦（道北振興株式会社顧問）

特別委員 今 野 浩 明（公益財団法人北海道対がん協会旭川がん検診センター事務長）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 水 口 祐 司

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興） 宮 本 真 弥

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任 加 藤 正 和

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 佐 藤 佳 那

4 傍聴者 0名

5 審議事項

ネクステージ旭川店（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 発言要旨

(1) ネクステージ旭川店（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出について、現状に係る報告を行ったあと、次の発言があった。

(事 務 局) ネクステージ旭川店について、大店立地法上の取扱いとして、今回の本審議が終了し、道からの意見なし通知がされることで、オープンできることとなりますが、本日午前、株式会社ネクステージの公式ホームページにおいて10月22日（土）にグランドオープンする旨広告していることが発覚したため、法第14条第2項により報告を求めたところ、広告内容について間違いなく、10月22日（土）から道意見通知までの間は1,000㎡未満の店舗として営業する旨報告があった。

その後、本日事務局にて現地確認を行ったところ、前週からプレオープンとして商談や契約行為等、営業していることを従業員から確認した。徴収した報告ではプレオープンのことについて触れられておらず、改めて状況を確認しているところではあるが、現時点で設置者との連絡が取れていない。

発覚が当日であったこともあり、審議までに十分な回答が得られていないが、本件について、各委員からご意見を頂きたい。

(部 会 長) 本審議については、回答が揃い次第開催することとしたいが、大店立地法上の届出を行っている店舗が、1,000㎡未満の店舗として先に営業することは問題ないのか。

(事 務 局) 1,000㎡未満の店舗として営業することは法令上問題ない。

しかし、推奨するものではなく、道意見なしの通知が出てから1,000㎡を超える売場についても合わせて営業開始することが望ましい。

(部 会 長) 今日の営業は1,000㎡を超えた面積で営業しているのか。

- (事務局) 1,000 m²以上の店舗として営業している。1,000 m²未満の店舗として認めるには、バックヤードとするために仕切り等により来客者が出入りできないよう対応する必要があるが、現地を確認したところ、届出されている全ての売場が使用されていた。
- (部会長) そうすると、道意見なしの通知が出るまでの間は1,000 m²未満に売場面積を縮小して営業し、意見なし通知後に本来の届出面積での営業とする旨の回答は得ているのか。
- (事務局) 提出された顛末書では、そのような対応をとることで回答を得ております。
- (部会長) このような状態であるため、今回は本審議にならないと思うが、皆様からご意見等あるか。
- (A委員) そういう状況であることはわかるが、あくまでも実態違反があるかどうか大店立地法上の違反があるかどうかであり、手続き上の時間差の問題があっただけであって、今申請されている内容について大きな問題があるのか。まずこの審議をしてしまい、現場の違反等がないことを確認できたら、行政側の手続きの不備は指導してもらふこととはなるが、この場でこの申請内容について問題ないかどうかの審議は可能という判断はできないのか。
- (部会長) ただ、届出書の新設日とは変わってしまうので、矛盾が生じてしまうため、審議すべきではないのではないかと。
- (副部会長) 営業してしまっていることに対する、罰則等はあるのか。
- (事務局) 罰則等が適用された事例はない。
- (副部会長) 顛末書に記載されている理由の中で、8ヶ月制限の日が10月19日までと営業担当部門に誤って伝わっていたためとの記載があるが、内部の調整ミスであり、理由とはならないのではないかと。
- (事務局) そのとおり。
- (部会長) 今日時点で大店立地法の対象となる営業をしてしまっているのが、1,000 m²未満の店舗として違反状態を解消し、道の指導に従った上で改めて審議をするとのことで良いか。また、届出書の新設日は11月19日となっているのを1ヶ月勘違いしていたのは本当なのか。
- (事務局) そちらも含めて改めて確認する。
- (A委員) 勝手に営業を開始してしまった今回の件について、法令の中で、命令や営業の停止等規制するものはないのか。行政指導のみか。
- (事務局) そのとおり。旧法は規制法であったため、命令等ができたが、現在の大店立地法では周辺環境等の保持というような着目点が変わっているため、罰則等はあまり想定されている法令となっていない。
- (部会長) 申請内容も含めて振興局から確認しているところでもあるため、やはり確認できからの本審議とするのが良いのではないかと。
- (事務局) 承知した。次回開催について、再度日程調整の連絡をする。
- (A委員) 1点届出の内容について質問だが、廃棄物保管施設について、P24では、指針の必要保管容量と実態に乖離があるためと記載されているが、どのようなことか。
- (事務局) 当該店舗については、中古車販売店であることから、スーパーマーケット等、他の小売店舗と比べると毎日のゴミの排出量が少ないことから、同規模他店舗の実績により算定しているものとなります。
- (2) (仮称) ツルハドラッグ旭川近文店(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出についての事務的説明
- (3) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は再度調整を行うことを報告した。